

医政第1309-1号
感対第674-1号
令和6（2024）年3月8日

病院及び有床診療所の長 }
外来対応医療機関の長 } 様

栃木県保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制等について（通知）

本県の医療行政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされました。

そのため、県においても、本年3月末までを対象期間とする「移行計画」を策定し、関係機関の協力を得ながら通常の医療提供体制に向けた取組を進めてきたところです。

今般、国から、本年3月末をもって移行期間を終了とし、本年4月から通常の医療提供体制とすること（令和6年3月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）が示されたことを受け、本県における今後の医療提供体制について、下記のとおり整理しましたので、趣旨を御理解の上、御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 外来医療体制について

- ・外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは本年3月末をもって終了します。
本年4月以降は、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制となります。

2 入院医療体制について

- ・病床確保の仕組みは本年3月末をもって終了します。
本年4月以降は、感染状況にかかわらず、県内全ての病院・有床診療所でその機能に応じた役割に基づき新型コロナの入院患者を受け入れていただくようお願い

します。

- ・また、感染拡大時や医療需要が増加する冬季においては、引き続き、急性期患者を受け入れる病床の確保や転院受入れ等に御協力くださるようお願いいたします。

3 患者の入院・転院先の決定について

- ・医療機関間の連携等により入院調整をお願いします。
- ・県新型コロナウイルス感染症入院医療調整本部は本年3月末に廃止し、県による入院調整支援も終了します。

4 G-MISの日次調査及び週次調査について

- ・G-MISにおける新型コロナの日次調査及び週次調査への入力依頼については、本年3月末日実績分の報告をもって終了します。入力は本年4月19日までをお願いします。

5 その他

- ・県ホームページ「入院体制及び入院調整について（医療機関向け）」は、本年5月末に削除しますので、説明会の資料等の必要な情報は早めに保存等していただくようお願いします。

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/2023ikoutyouusa.html>

- ・県内における新型コロナの感染状況等については、県感染症情報センターのホームページで御確認いただけます。

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e60/tidc/data-new.html>

- ・新型コロナに関する「新型コロナ総合相談コールセンター」は本年3月末をもって終了します。

医療政策課地域医療担当
(感染症入院医療体制整備チーム)
TEL：028-623-3577
mail：chiikiiryo05@pref.tochigi.lg.jp

感染症対策課感染症対策担当
TEL：028-623-2833・2841
mail：kantai@pref.tochigi.lg.jp